

平成30年度決算財務書類

注記

(連結)

兵庫県淡路市

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時においては有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。開始後は原則として取得原価としています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

- ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(該当なし)
- イ 市場価格のないもの・・・取得原価

#### ②出資金及び出損金

- ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(該当なし)
- イ 市場価格のないもの・・・出資金額又は出損金額

ただし、市場価格のないものについて、出資金等の財政状態の悪化により出資金等の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

この「著しく低下したとき」は、出資金等の価値の低下割合が30%以上である場合に該当するものとしています。

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①	有形固定資産(事業用資産、インフラ資産) 耐用年数、償却率は財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に従い、設定しています。	定額法
②	無形固定資産	定額法
③	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法(該当なし)

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

#### ②賞与引当金

翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当、法定福利費相当額の見込額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

#### ③退職手当引当金

兵庫県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累積額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額(積立不足額)に、年度末時点における退職手当支給予定の対象となる職員の退職給与引当金を加算した額を計上しています。

### (5) リース取引の処理方法

#### ①ファイナンス・リース取引

- ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。  
イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び歳計外現金を資金の範囲としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理は、税込方式としています。ただし、第三セクターは税抜方式としています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

(2) 表示方法の変更

「総務省方式改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更しています。

ただし、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は平成31年度に地方公営企業法適用に向け、固定資産等の洗い出しを行っており、この会計に限り総務省方式改訂モデルで財務書類を作成しています。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計)

一般会計、  
国民健康保険特別会計 (事業勘定)、  
国民健康保険特別会計 (直営診療施設勘定)、  
後期高齢者医療特別会計、  
介護保険特別会計 (保険事業勘定)、  
介護保険特別会計 (サービス事業勘定)、  
農業集落排水事業特別会計、  
産地直売所事業特別会計、  
温泉事業特別会計、  
津名港ターミナル事業特別会計、  
住宅用地造成事業等特別会計、  
公共下水道事業特別会計、

淡路広域行政事務組合（一般会計等、と畜場事業特別会計、農業共済事業会計）、  
淡路広域消防事務組合、  
淡路広域水道企業団（本庁、淡路市サービスセンター）、  
兵庫県後期高齢者医療広域連合、  
株式会社 キャトルセゾン松帆、  
株式会社 ほくだん、  
株式会社 淡路島パルシェ

- (2) 地方自治法第 235 条の 5 の規定により、出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (3) 各項目の金額を表示単位未満の金額で四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。
- (4) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額は 40,608,575 千円です。